

土地・家屋の現所有者の申告（令和4年から）

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

登記名義人の死亡により現所有者となる方で、3カ月以内に名義変更登記しない場合は申告が必要です。

固定資産税は、賦課期日（各年の1月1日）時点で登記簿または固定資産税課税台帳に登記または登録されている方に納めていただくものです。

しかし、上記の方が賦課期日前に亡くなっている等の理由により存在しない場合には、当該固定資産を現に所有している方（現所有者といえます）に固定資産税を納めていただきます。

令和4年1月1日から、登記名義人等が亡くなり、町内の土地・家屋の現所有者となる方で、右記の申告期限までに不動産登記上の名義変更手続き（相続登記）などをしない場合は、住民課税務グループに現所有者の住所、氏名などの申告が必要となります。

●申告期限
ご自身が現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日

●問い合わせ
詳しくは、住民課税務グループまでお問い合わせください。

農地中間管理機構による 農地の借受希望者(受け手)募集

公益財団法人北海道農業公社 日胆支所業務農地課
☎ 0144-32-8171
町農業委員会事務局 ☎ 27-2409

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人(受け手)を募集しています。

募集は年2～3回(5月と9月のほか不定期実施)の決められた期間のみですので、地域農業の担い手の方や経営規模の拡大または分散^{ひんさんさく}_ほの解消を希望される方などは、忘れずに申請(借受希望)の手続きを行ってください。

・借受希望の申請ですので、この申請により農地の借り受けが決定するわけではありません。

・平成29年度以降に申請された方は5年間有効ですので、申請の必要はありません。平成28年度以前に申請された方はすでに有効期限が切れていますので、借り受けを希望する場合には必ず手続きしてください。

●受付期間 9月30日(木)まで

敬老会に係る補助金交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

自治会・老人クラブで独自に敬老会などを実施する場合、実施経費に対して補助金を交付します。

●対象
敬老を祝う事業を実施する自治会、老人クラブ

●補助対象経費
敬老を祝う事業に要した経費

●補助額
1人につき3,000円
※満79歳(数え年80歳)以上となる町内在住の高齢者(昭和17年12月31日以前生まれの方)を補助対象とします。
※1人につき1回の補助

●申請書類
・補助金等交付申請書
・事業計画・収支予算書
・参加者名簿

●申請期間
12月29日(水)まで

厚真町敬老会の中止

今年度の厚真町敬老会は中止します。

毎年9月に実施していた厚真町敬老会は、道内にまん延している新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度も開催を中止します。

住民課 福祉グループ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町の年末年始の休日が変わります

条例改正により、町の各機関の年末年始の休日が変わるとなります。

【旧】12月31日～1月5日

【新】12月30日～1月4日

総務課 総務人事グループ☎ 27-2322

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療などにかかる交通費を助成します。

●対象者
町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下の①～③に該当する方

①在宅精神障がい回復者
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方

③重度心身障がい児等
・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
※保護者等の介護者1人についても対象となります。

●助成内容
町外医療機関の通院に要する交通費

●通院期間
令和3年4月分～9月分まで

●申請書類
①通院交通費助成金交付申請書
②通院証明(医療機関で証明印をもらう)
③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。

●申請期限
10月8日(金)

●受付窓口
住民課福祉グループまたは上厚真支所

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

コミュニティ活動補助

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。

対 象 自治会・町内の団体

補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(火)まで

フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅費等を支給します。

対 象 町民

補助金額 講習会受講旅費(実費分)

募集期間 11月30日(火)まで

空き缶拾い活動奨励事業

▷空き缶拾い活動に対して助成します。

対 象 団体(15人以上)

補助金額 年3千円以内

募集期間 11月30日(火)まで

個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。

対 象 町民(10人以上)

補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(火)まで

厚真町森林愛護組合事務局 ☎ 27-2419
(産業経済課 林業水産グループ内)

緑化推進等補助

町内での緑化や森林と人との関係づくりに係る費用の一部を助成しています。

緑化推進事業

▷町民が目にすることができる場所に緑化木を植栽する際の苗木代や資材費を助成します。

対 象 町民・町内の団体

補助金額 1件5万円以内

募集期間 10月29日(金)まで

森づくり活動助成事業

▷他の補助金を活用しない森林整備や環境教育プログラムなどに使用する資材費などを助成します。

対 象 町民・町内の団体

補助金額 1件5万円以内

募集期間 12月29日(水)まで